

みやーく障がい福祉プラン

宮古島市第3次障がい者計画及び
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画



この概要版では、「障がい」、「障がい者」と表記していますが、法律名や組織名などの固有名詞が「障害」と定められている場合は、「障害」との表記にしています。



令和3年3月

沖縄県 宮古島市

計画の位置づけ

障がい者福祉分野の3つの計画を一つの計画書に一体的に策定しています

本計画は、「障害者計画(障害者基本法)」、「障害福祉計画(障害者総合支援法)」、「障害児福祉計画(児童福祉法)」の3計画を一体的策定に策定しています。一体的に策定することにより、地域共生社会の実現に向けた市の方針と、具体的な成果目標及びサービス量の見込みを踏まえた提供体制の整備が連動するかたちで計画づくりを行っています。

宮古島市障がい者計画 **障害者基本法**

内容 障害者計画は、障害者の自立及び社会参加等の支援策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

障害者計画に盛り込まれる施策

- 安全・安心
- 情報アクセシビリティ
- 防災・防犯
- 差別の解消、権利擁護、虐待防止
- 自立生活支援・意思決定支援
- 行政サービス等における配慮
- 保健・医療
- 雇用・就業、経済的自立支援
- 教育振興
- 文化芸術・スポーツ
- 国際社会での協力・連携

宮古島市障がい福祉計画 **障害者総合支援法**

内容 障害福祉計画は、障害者が地域で自立した生活を行うための支援として、成果目標や障害福祉サービス地域生活支援事業の基盤整備や、目標(見込量)を掲げるものです。

障害福祉計画に盛り込まれる施策

- 施設入所者や地域生活への移行に関する目標と方策
- 福祉施設利用者の一般就労への移行に関する目標と方策
- 障害福祉サービス、相談支援、計画相談等の見込量と提供体制の確保に関する事項
- 地域生活支援事業の実施に関する事項 など

◎ H19～障害者自立支援法 → H25～障害者総合支援法に変更

宮古島市障がい児福祉計画 **児童福祉法**

内容 障害児福祉計画は、障害児通所支援等の地域支援体制を整備するための成果目標や円滑な実施を確保するための見込量を掲げるものです。

障害児福祉計画に盛り込まれる施策

- 障害児通所支援の提供体制確保に係る成果目標と方策
- 障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの見込量

◎ 市町村障害児福祉計画、市町村障害福祉計画は一体のものとして策定することができる。

基本理念

誰もが自分らしく暮らせる、共生のまちづくり

すべての市民が、地域で暮らす仲間として互いに尊重し支えあい、共に活動する地域社会の実現を目指します。

計画の視点

自立



障がい者一人ひとりの自己選択、自己決定に基づく主体的な生き方を尊重するとともに、個人の尊厳を大切に、基本的な人権・権利が守られ、等しく社会参加が図れるまちづくりを実現します。

支えあい



地域住民一人ひとりが障がいを持つことは誰にでも起こり得ることであると認識し、地域住民と行政が協働して障がい者の日常生活や社会生活を支え、お互いが地域の一員として、ともに支えあっていく共助のまちづくりを実現します。

公助



地域において障がい者が安心して暮らすためには、福祉サービスや地域ネットワークなどの基盤整備が充実している必要があります。このような整備は、個人や地域のみでは解決できないものであるため、行政機関による支援を推進し、公助の行き届いたまちづくりを実現します。

1. 障がいの理解と差別の解消、権利擁護、虐待の防止

- (1) 障がいの理解・啓発活動の推進
- (2) 権利擁護の推進

2. 健康保健、療育支援等の充実

- (1) 障がいの早期発見と早期療育及び障がい児の支援の充実
- (2) 障がいの要因となる疾病の予防
- (3) 精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- (2) 相談体制、相談窓口の充実
- (3) 情報提供の充実
- (4) 障がい者の生活支援の推進
- (5) 地域生活支援事業等の推進
- (6) 障がい児への支援の推進
- (7) 地域生活への移行・定着の支援
- (8) 医療給付、助成等による経済的支援の充実
- (9) 補装具及び日常生活用具の給付
- (10) ボランティア活動の推進



4. 保育・教育環境等の充実

- (1) 障がい児保育等の充実（特別支援保育）
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
- (4) 障がい児の居場所づくり

5. 就労支援の推進

- (1) 雇用、就労支援策の拡充
- (2) 多様な就業機会の確保

6. 各種活動の推進

- (1) 障がい者団体等への活動支援
- (2) スポーツ活動、レクリエーション活動の推進
- (3) 文化活動の推進

7. 安全・安心な生活環境づくり

- (1) 生活の場の確保
- (2) 災害時の支援対策の充実
- (3) 感染症予防対策の推進
- (4) 地域の支え合いによる支援の推進

障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 目標

- 施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和5年度末までに、令和2年3月31日時点の全施設入所者数119人の7%にあたる8人の地域生活移行を目指します。

目標達成に向けて

- 本市では、賃貸住宅等の家賃高騰が社会問題となっているため、実家等への居住やグループホームの利用を推進します。
- 地域移行支援及び地域定着支援の利用推進を図ります。
- 地域住民への障がい者理解の普及・啓発を強化し、障がい者が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

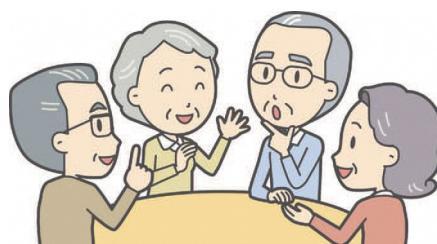
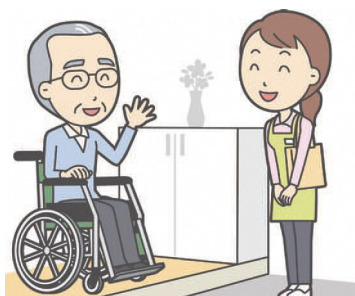
■ 目標

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場を、令和4年度までに設置するよう目指します。
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場は、開催回数4回、参加人数15人、目標設定や評価の実施回数1回を目標として実施します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 目標

- 地域生活支援拠点を、関係機関等との連携により令和4年度までに整備するよう目指します。
※面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法
- 地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を、年1回実施するよう目指します。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 目標

- 福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和5年度には、令和元年度の年間実績(4人)の0.50倍にあたる2人の移行を目指します。
- 就労移行支援事業の移行者について、令和5年度には、令和元年度末の年間実績(2人)の1.50倍にあたる3人の移行を目指します。
- 就労継続支援A型事業の移行者について、令和5年度には、令和元年度末の年間実績(1人)の2.00倍にあたる2人の移行を目指します。
- 就労継続支援B型事業の移行者について、令和5年度には、令和元年度末の年間実績(1人)の2.00倍にあたる2人の移行を目指します。
- 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、令和5年度の就労定着支援利用者数は2人、就労移行率が8割以上の就労支援事業所数は1か所を目指します。

目標達成に向けて

- 就労移行支援事業所の増加を推進します。
- 一般企業との連携を図るため、事業所と企業との面談の場を設けるほか、情報提供や情報共有を進めていきます。
- 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、取り組みを支援していきます。
- 障がい者雇用に関する各種研修会等の実施に取り組みます。
- 自立支援協議会「就労部会」において情報共有を図るとともに、各種制度の活用を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■ 目標

- 総合的・専門的な相談支援を令和5年度までに1カ所で実施します。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を240件、人材育成の支援件数を12件、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を12回実施するように目指します。

目標達成に向けて

- 基幹相談支援センター主催による関係者会議を定期的で開催し、問題の早期発見・情報共有・連携強化に努めます。

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■ 目標

- 障害福祉サービス等に係る研修への参加人数を、令和5年度まで各年4人として目指します。
- システム等を活用したサービス利用の状況や審査結果を分析し、適正なサービス提供につなげる取り組みを年2回実施するように目指します。

障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

保育所での障がい児の受け入れを各年12人として見込んでいます。
認定こども園での障がい児の受け入れを各年7人として見込んでいます。
放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを各年15人として見込んでいます。
幼稚園での障がい児の受け入れを各年15人として見込んでいます。

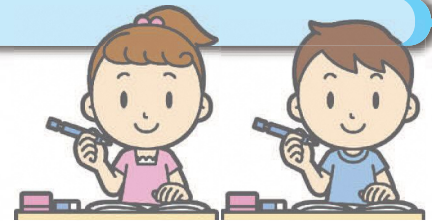
<第2期障がい児福祉計画に係る見込み量等調査>

事 項	令和元年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	12	12	12	12
認定こども園	7	7	7	7
放課後児童健全育成事業	15	15	15	15
幼稚園	15	15	15	15

(2) 障がい児支援の提供体制

① 児童発達支援センターの設置

○令和5年度までに委託によるセンターの設置を目指します。



② 保育所等訪問支援の充実

○市内では2事業所が保育所等訪問支援を行っており、ニーズに応じた提供を行います。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

○児童発達支援、放課後等デイサービスともに各1カ所で重症心身障がい児の受け入れを行っていますが、新規参入の促進に努め、今後の提供量の拡充を図ります。

④ 医療的ケア児支援のための体制

○医療的ケア児支援のための連携・協議の場として、宮古島市自立支援協議会(子ども支援部会)を活用して実施します。

○医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置します。



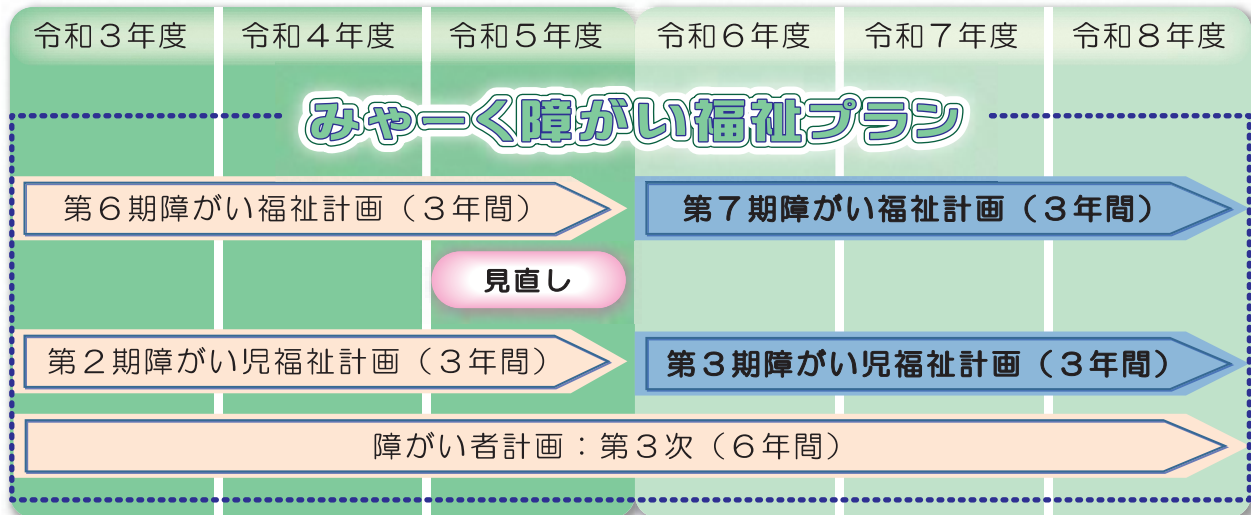
計画の推進

本計画の確実な推進を図るためには、サービス事業所をはじめとする関係機関、障がい者団体等の関係団体、地域（団体・住民）等の連携強化が必要です。それぞれの役割を認識し、相互に協力し、情報共有、施策展開できるような連携体制を整えます。



計画の期間

市町村障がい福祉計画と市町村障がい児福祉計画は、3年を1期とする計画の策定が義務付けられています。このため、本市の障がい福祉計画と障がい児福祉計画の計画期間は令和3年度～令和5年度までの3カ年計画とします。また、障がい者計画は6年間の計画期間とします。



宮古島市第3次障がい者計画及び 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

概要版

令和3年3月

発行：宮古島市
企画・編集：福祉部 障がい福祉課

〒906-8501 宮古島市平良字西里 1140 番地 TEL:0980-73-1975 FAX:0980-73-1976